

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年3月2日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 健康課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年12月20日から平成30年1月12日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 国民健康保険の葬祭費支給において、同一の被保険者の死亡に対し重複して支給しているケースがあるため、適正に処理するとともに確認体制の強化に努めること。</p>	<p>1. 指摘のありました国民健康保険の葬祭費の重複給付について、事務処理に誤りがあったため、葬祭執行者から返金していただき適正な事務処理を行いました。</p> <p>今後、葬祭費支給一覧表の検索機能による重複確認と、決裁時に年間支給一覧表を添付し複数の者が重複確認するよう対策を行い、適正な事務処理に努めます。</p>